

## 公共下水道区域の全体計画変更に伴う都市計画決定について

### 1 事業の経緯について

公共下水道事業（迫処理区）は公共用水域の水質保全を目的とし、昭和63年度に事業着手しており、平成7年3月に迫町に隣接する中田町、登米町、南方町を加えた4町域に整備区域を拡大した全体計画の策定が行われ、現在に至っている。

迫処理区の4町域を除く東和町、豊里町、津山町、石越町については、特定環境保全公共下水道事業（米谷・錦織処理区、豊里処理区、津山処理区、迫川処理区）により平成2年度に事業着手しており、これまでも事業計画の更新を行うタイミングで、各処理区において区域の追加や削除などの見直しを行ってきている。

### 2 整備状況について

令和6年4月1日現在の下水道整備状況は、事業計画面積の1,795.72ヘクタールに対し、整備済面積が1,767.51ヘクタールで、下水道整備率は98.43パーセントとなっている。

◎町域別の整備状況

処理区名	町域	全体計画面積	事業計画面積	整備済面積	整備率
迫 処 理 区	迫 町	584.30ha	535.50ha	521.40ha	97.37%
	中田町	357.50ha	357.50ha	356.08ha	99.60%
	登米町	143.60ha	143.60ha	132.64ha	92.37%
	南方町	140.90ha	140.90ha	139.98ha	99.35%
米谷・錦織処理区	東和町	89.80ha	89.80ha	89.80ha	100.00%
豊 里 処 理 区	豊里町	293.00ha	293.00ha	292.19ha	99.72%
津 山 処 理 区	津山町	96.00ha	96.00ha	96.00ha	100.00%
迫 川 処 理 区	石越町	141.40ha	139.42ha	139.42ha	100.00%
計		1,846.50ha	1,795.72ha	1,767.51ha	98.43%

### 3 公共下水道区域の全体計画変更について

現在の公共下水道事業計画は、令和7年度まで（令和8年3月31日まで）を事業執行期間として認可を受けており、令和6年度において全体計画の変更を行う予定で、物理的に管路の整備が困難な箇所や、経済比較により浄化槽の方が有利となるような箇所などについて、計画区域の見直しを行う。併せて、令和5年度に登米市上下水道事業運営審議会での審議を経て策定している下水道事業施設統廃合計画に基づき、農業集落排水施設の公共下水道区域への統廃合を進める方針としている。

### 4 今後のスケジュールについて

公共下水道は都市計画施設であることから、全体計画変更については別途、登米市都市計画審議会において審議を行い、都市計画決定の変更手続きを進めることとしている。